

福祉教育常任委員会及び予算審査特別委員会（第二分科会）

平成26年6月16日（月曜日）午前10時開会

出席委員（7名）

委員 長	鈴木 紀 君	副委員 長	大野 恭 男 君
委 員	相馬 剛 君	委 員	齊藤 誠 之 君
委 員	櫻田 貴 久 君	委 員	高久 好 一 君
委 員	金子 哲 也 君		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

教育部長	伴 内 照 和 君	教育総務課長	小 林 一 惠 君
教育総務課長 補 佐	薄 井 信 一 君	総 務 係 長	相 馬 智 子 君
教育総務課 学 校 整 備 推 進 室 長	釣 卷 正 己 君	教育総務課 学 校 整 備 推 進 室 主 査 (係長級)	加 藤 正 之 君
黒磯学校給食 共同調理場長 兼 業 務 係 長	高 根 沢 威 夫 君	共英学校給食 共同調理場長 兼 業 務 係 長	大 澤 博 美 君
西 那 須 野 学 校 給 食 共 同 調 理 場 長 兼 業 務 係 長	神 島 智 行 君	学校教育課参 事兼学校教育 課 長	伴 真 貴 子 君
学校教育課長 補佐兼学校支 援教職員係長	後 藤 修 君	学校指導係長	藤 田 健 司 君
英 語 教 育 推 進 室	荒 井 毅 君	児童生徒サポ ートセンター 所 長	沼 野 井 孝 子 君
生涯学習課長	稲 見 一 美 君	生涯学習課長 補佐兼生涯学 習 係 長	小 出 浩 美 君
文化振興係長	小 池 久 史 君	青少年係長	添 谷 弘 美 君
那須野が原 博物館館長兼 学芸普及係長	金 井 忠 夫 君	黒磯公民館長	川 嶋 勇 一 君
スポーツ振興 課 長	宇 都 野 淳 君	スポーツ振興 課長補佐兼管 理 係 長	高 橋 力 君

スポーツ振興 係 長	大 野 薫 君	保健福祉部長 兼 福祉事務所長	人 見 寛 敏 君
社会福祉課長	松 江 孝 一 郎 君	社会福祉課長 補 佐	池 澤 直 実 君
社会福祉係長	田 野 実 君	障害福祉係長	増 淵 剛 君
保 護 係 長	松 本 仁 一 君	子ども課長	菊 地 富 士 夫 君
子ども課長 補 佐 兼 保 育 係 長	室 井 勉 君	保 育 係 主 査 (係 長 級)	菊 地 直 路 君
児童家庭係長	松 本 裕 之 君	子育て相談セ ンター所長	茂 呂 京 子 君
高齢福祉課長	大 武 利 幸 君	高齢福祉課長 補 佐 兼 介護管理係長	荒 川 順 子 君
高齢福祉係長	高 塩 浩 幸 君	介護認定係長	岡 孝 子 君
国保年金課長	藤 田 恵 子 君	国保年金課長 補 佐 兼 国保年金係長	稲 垣 昭 三 郎 君
国 保 年 金 課 副 主 幹	北 井 京 子 君	医療給付係長	星 す み 枝 君
健康増進課長	柳 崎 修 造 君	健康増進課長 補 佐 兼 健康増進係長	織 田 智 富 君
保健予防係長	黄 木 文 子 君	健康増進係主 査 (係 長 級)	月 井 早 苗 君
健康増進係主 査 (係 長 級)	村 越 邦 子 君	健康増進係主 査 (係 長 級)	根 本 カ ヨ 君
市 民 課 長	鈴 木 秀 男 君	市民課長補佐 兼 戸 籍 係 長	川 崎 幸 子 君
市 民 係 長	戸 山 み どり 君		

出席議会事務局職員

議事課長補佐 兼 議 事 調 査 係 長	増 田 健 造 君
----------------------------	-----------

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

[教育委員会事務局教育部]

- ・ 教育部長挨拶

[教育総務課]

- ・ 職員紹介

常任委員会審査

- ・議案第45号 那須塩原市立学校の設置に関する条例の一部改正について
- ・議案第46号 契約の締結について

[学校教育課]

- ・職員紹介

予算審査特別委員会第二分科会

- ・議案第42号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

[生涯学習課]

- ・職員紹介

予算審査特別委員会第二分科会

- ・議案第42号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

[スポーツ振興課]

- ・職員紹介

[保健福祉部]

- ・保健福祉部長挨拶

[社会福祉課]

- ・職員紹介

[子ども課]

- ・職員紹介

予算審査特別委員会第二分科会

- ・議案第42号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）

[高齢福祉課]

- ・職員紹介

[国保年金課]

- ・職員紹介

[健康増進課]

- ・職員紹介

[市民課]

- ・職員紹介

常任委員会審査

- ・議案第43号 那須塩原市手数料条例の一部改正について

【陳情審査】

- ・陳情第4号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める陳情

4. その他

5. 閉会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○鈴木委員長 皆さん、改めましておはようございます。

いよいよ今日から福祉教育のほうの常任委員会ということで開催になりますけれども、梅雨のちょうど中休みという中ではありますけれども、しっかりと、また自由闊達な意見交換をしていきながら、結論をしっかりとした中に出していきたいと、そのように思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、定例会における委員会の審査の方法について申し上げます。

審査は、各担当課ごとに行い、それぞれ常任委員会、予算審査特別委員会第二分科会の順に審査いたします。審査の日程は、お手元に配付の次第のとおりです。

本日は教育部から審査を始め、教育部が終わり次第、保健福祉部に入る予定です。

今定例会で当常任委員会に付託された案件は、条例案件2件、その他案件1件、陳情1件の計4件であります。

また、当市予算審査特別委員会第2分科会に付託された案件は、一般会計補正予算案1件でございます。

各委員には、自由闊達なご意見と慎重な審査をお願いしますとともに、円滑な進行にご協力くださいますよう重ねてお願いいたします。

それでは、ただいまから福祉教育常任委員会を開催いたします。

◎教育部の審査 午前10時01分

○鈴木委員長 これより教育部の審査を始めます。

審査に先立ち、伴内教育部長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○伴内教育部長 (挨拶。)

○鈴木委員長 ありがとうございます。

それでは、教育総務課の皆さんから自己紹介をお願いしたいと思います。

(教育総務課職員自己紹介。)

○鈴木委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○鈴木委員長 それでは、審査に入ります。

議案第45号 那須塩原市立学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○小林教育総務課長 (議案第45号について説明。)

○鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

高久委員。

○高久委員 この日をもって寺子小学校はなくなって、鍋掛小学校と統合される。生徒さんも当然、1日付で全部、鍋掛小学校に移るということですね。

○小林教育総務課長 はい。

○鈴木委員長 櫻田委員。

○櫻田委員 現行から改正になったときに地元から、例えばですけれども、鍋寺小学校にしてくれんていう話は出なかったですか。

○鈴木委員長 課長。

○小林教育総務課長 地域が鍋掛の一部であるという
ことで、鍋掛小学校ということで結構ですとい
うことで、特別そういうような意見は出ておりま
せん。

○鈴木委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、
質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終
了し、採決いたします。

議案第45号 那須塩原市立学校の設置に関する
条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべ
きものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第45号は全員異議なく原案のと
おり可決すべきものと決しました。



◎議案第46号の上程、説明、質 疑、討論、採決

○鈴木委員長 次に、議案第46号 契約の締結につ
いてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○小林教育総務課長 （議案第46号について説
明。）

○鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木委員長 質疑がないようですので、質疑を終

了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終
了し、採決いたします。

議案第46号 契約の締結についてを原案のと
おり可決すべきものとするにご異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第46号は全員異議なく原案のと
おり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、その他で委員の皆
さんから何かございますか。ありませんか。

齊藤委員。

○齊藤委員 （給食の味について）

○鈴木委員長 ありがとうございます。

ほかに意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 それでは、そのほかないよう
です、教育総務課所管の審査を終了いたしま
す。

大変お疲れさまでした。

ここで執行部の入れかえのため暫時休憩いた
します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時15分

○鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議
を開きます。

学校教育課の皆さんから自己紹介をお願い
したいと思います。

（学校教育課職員自己紹介。）

○鈴木委員長 ありがとうございます。

◇

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○鈴木委員長 それでは、今回、学校教育課所管の付託案件がございませんので、予算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第42号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

伴課長。

○伴参事兼学校教育課長 （議案第42号について説明。）

○鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

高久委員。

○高久委員 予定分のALTは全員もう来て、もう授業に出ているということでよろしいですか。

○鈴木委員長 課長。

○伴参事兼学校教育課長 7月1日からこちらに着任するというので、今準備を進めているところでございます。

○鈴木委員長 いいですか。

金子委員。

○金子委員 今、複数年ということをおっしゃられたようであります。あれかな、2年と言ったんですっけ。

○鈴木委員長 伴課長。

○伴参事兼学校教育課長 3年間です。

○金子委員 そうですか。

○鈴木委員長 ほかに。

高久委員。

○高久委員 処遇の問題なんですけど、大体どのぐら

いの給与なんですか。

○鈴木委員長 伴課長。

○伴参事兼学校教育課長 今年度は35万6,000円、1人当たり、これを計上しております。月ですね、月35万6,000円。

○鈴木委員長 いいですか。

齊藤委員。

○齊藤委員 質疑ですよ。招聘する外国人の先生方の国籍を聞かせてください。要は何でしたっけ、ネイティブ、発言とかが変わると、英語塾とかであると思うんですけども、そういったそろえるもの的なものはどうなんでしょうか。

○鈴木委員長 室長。

○荒井英語教育推進室 契約の段階で英語を母語とするという条件を入れました。母国語ではなく、母語というふうに表現を入れていただいたのは、人種差別の問題もあるということで、基本的に生まれたときから英語を、言葉は違うにしても母国語のように話している人であればいいという条件で、英語の1件を契約書の中にも明記してございます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかに。

金子委員。

○金子委員 今、給与のあれが出ましたけれども、給与以外に経費が、例えば交通費とか、交通費というか、例えば海外から来る場合なんかだと、費用がかかる場合があるかなと思いますけれども、そういう給与以外の費用というのは、何かかかるんでしょうか。

○鈴木委員長 室長。

○荒井英語教育推進室 直接雇用ではなく、派遣でお願いしておりますので、全てのものがこの中に含まれておりますので、こちらとしては、これ以上お金を負担することはないと思います。

○金子委員 はい、わかりました。

○鈴木委員長 ほかがございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論をやりませう。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

議案第42号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第42号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

櫻田委員。

○櫻田委員 （楽しい英語教育について）

○鈴木委員長 そのほかにご意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 それでは、その他がないようですので、学校教育課所管の審査を終了いたします。

所管のところ何かございますか。ごめんなさい。

○伴参事兼学校教育課長 ございません。

○鈴木委員長 それでは、その他がないようですので、学校教育課所管の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

ここで執行部の入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分

○鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

生涯学習課の皆さんから自己紹介をお願いしたいと思います。

（生涯学習課職員自己紹介。）

○鈴木委員長 ありがとうございます。

◇

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○鈴木委員長 それでは、今回、生涯学習課所管の付託案件がございませんので、予算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第42号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○稲見生涯学習課長 （議案第42号について説明。）

○鈴木委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。質疑ありませんか。

金子委員。

○金子委員 ESD推進のための公民館－CLC会議の内容はちょっと聞けますか。

○鈴木委員長 課長。

○稲見生涯学習課長 先ほどちょっと申しおくれましたけれども、このESDは持続可能な開発のための教育ということになって、このCLCといいますのは、コミュニティーラーニングセンターという言葉の頭文字が使われておりまして、これはアジア地域では公民館というものがなく、そういうアジア地域と連帯してといいますか、

公民館を活用したいろんな教育の方法を考えましょうという会議である。

私どもの市民大学では地域づくり学部というのをつくってございまして、この学部では3年計画で生涯学習のコーディネーターを養成して、最終的にはその方たちが公民館で活躍できるような、いろんな技能を習得していただきたいと、そういう学部をつくってございまして。その学部の講師の謝金とか運営、それから最後には生涯学習振興大会において、その人たちが自分たちで考えたブースをつくっていただいて、発表していただくと。これがその学部の今回お金を使わせていただく内容でございます。

○鈴木委員長 相馬委員。

○相馬委員 アジア地域というのは、アジア全地域にという。

○鈴木委員長 課長。

○稲見生涯学習課長 これは国際会議でユニセフといますか、国連に加盟している団体だけの会議ということになってはいますが、アジア地域ではそういう公民館という概念がなく、コミュニティーラーニングセンター、地域で学ぶ拠点をアジア地域につくりたいというのが国連の考えだそうでありまして。

○相馬委員 はい、わかりました。

○鈴木委員長 そのほかございますか。

じゃ、私から。副委員長。

○大野副委員長 委員長。

○鈴木委員長 国際会議の中間発表と、あと成果発表ということと、あと交流会ということで、当然1人ではないと思うんです。チームがあると思うんですが、チームが何名ぐらいで、全部同じチームで行くのか、何名なのか。また、それぞれが滞在する期間も当然あると思うんですが、ちょっともう少し詳細にその点だけお聞かせ願いたいと思

います。

○大野副委員長 課長。

○稲見生涯学習課長 私どもの生涯学習係で2人職員を派遣したいというふうに思っております。本来に事業の中心にやっております社会教育主事、もう一人担当の職員の2人で行かせたいと思っております。

これは岡山につきましては、前の日に行って泊まりまして、研究成果を発表してくる、中間発表をしてくるということになっております。それから、大分の杵築については、やはり2人を派遣しまして、これは日帰りを予定……

〔「日帰りですか」と言う人あり〕

○稲見生涯学習課長 ごめんなさい、これも宿泊で。それから、代々木は日帰りで2人セットということになると思います。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

○大野副委員長 いいですか。じゃ、交代します。

○鈴木委員長 そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

議案第42号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を原案とおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第42号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

櫻田委員。

○櫻田委員 (市民大学とシルバー大学との連携について)

○鈴木委員長 ほかにございますか。

[発言する人なし]

○鈴木委員長 それでは、生涯学習課のほうで何かございますか。

[「ございません」と言う人あり]

○鈴木委員長 それでは、その他ないようですので、生涯学習課所管の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

ここで執行部の入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時40分

○鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

スポーツ振興課の皆さんから、自己紹介をよろしくお願ひしたいと思います。

(スポーツ振興課職員自己紹介。)

○鈴木委員長 ありがとうございます。

スポーツ振興課につきましては付託案件がございません。次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

櫻田委員。

○櫻田委員 (スポーツビジネスについて)

○鈴木委員長 ほかにございますか。

○鈴木委員長 金子委員。

○金子委員 (スポーツ施設の指定管理について)

○鈴木委員長 ほかに意見ございますか。

相馬委員。

○相馬委員 (全国大会等の激励費の規定につい

て)

○鈴木委員長 ほかにございますか。

それでは、スポーツ振興のほうで何かございますか。

[「ございません」と言う人あり]

○鈴木委員長 それでは、ありませんのでこれで終了いたしますけれども、最後に教育部全体で、その他でございますか。

[「ございません」と言う人あり]

○鈴木委員長 それでは、ほかになければスポーツ振興課及び教育委員会教育部の審査を終了いたします。

皆さん、大変お疲れさまでした。

ここで、執行部の入れかえのため10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き審査を開きます。

◎保健福祉部の審査 午前11時00分

それでは、これより保健福祉部の審査を始めます。

審査に先立ちまして、人見保健福祉部長からご挨拶をよろしくお願ひいたします。

○人見保健福祉部長 (挨拶。)

○鈴木委員長 ありがとうございます。

それでは、社会福祉課の皆さんから自己紹介をお願いしたいと思います。

(社会福祉課職員自己紹介。)

○鈴木委員長 ありがとうございます。

それでは、社会福祉課については付託案件がございません。次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、社会福祉課の皆さんからは何かございますでしょうか。
課長。

○松江社会福祉課長 特にございません。

○鈴木委員長 それでは、その他ないようですので、社会福祉課所管の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

ここで執行部の入れかえのため、暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時04分

○鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

子ども課の皆さんから自己紹介をお願いいたします。

(子ども課職員自己紹介。)

○鈴木委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○鈴木委員長 それでは、子ども課については付託案件がありませんので、予算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第42号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

菊地課長。

○菊地子ども課長 （議案第42号について説明。）

○鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木委員長 質疑はありませんので、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○鈴木委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

議案第42号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○鈴木委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第42号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

櫻田委員。

○櫻田委員 （子ども部の概要について）

○鈴木委員長 そのほかにごございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 それでは、ないようですので、子ども課の皆さんから何かございますか。

課長。

○菊地子ども課長 子ども・子育て新制度の概略のチラシが国のほうから届きましたので、とりあえず委員さんにお知らせしたいと思います。

これにつきましては、今後6月には、9月を待たずに、各保育園、幼稚園、そしていろんな公的な施設、あわせて子育て中の方、その方が訪ねる

ような商業施設なんかも考えて、こういうパンフレットを置いておきたいというふうに考えております。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

そのほかにごございますか。

[発言する人なし]

○鈴木委員長 ありませんね。

それでは、その他ないようですので、子ども課所管の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

ここで執行部交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時15分

○鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

高齢福祉課の皆さんから自己紹介をお願いしたいと思います。

(高齢福祉課職員自己紹介。)

○鈴木委員長 ありがとうございます。

高齢福祉課につきましては、付託案件がございません。次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

高久委員。

○高久委員 (介護認定について)

○鈴木委員長 ほかにございますか。

櫻田委員。

○櫻田委員 (ねんりんピックの参加者数について)

○鈴木委員長 執行部のほうで、高齢福祉課で何かございますか。

[「特にございません」と言う人あり]

○鈴木委員長 それでは、ほかはないようですので、高齢福祉課所管の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

○鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

国保年金課の皆さんから自己紹介をよろしくお願ひしたいと思います。

(国保年金課職員自己紹介。)

○鈴木委員長 ありがとうございます。

国保年金課につきましては、付託案件がございません。次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

高久委員。

○高久委員 (国民年金のモデルケースについて)

○鈴木委員長 ほかにございますか、委員の皆さんから。

[発言する人なし]

○鈴木委員長 ありませんので、国保年金課の皆さんから何かございますか。

[「特にございません」と言う人あり]

○鈴木委員長 それでは、ないようですので、国保年金課所管の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

ここで執行部の交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎健康増進課の審査 午前11時24分

○鈴木委員長 健康増進課の皆さんから自己紹介をお願いしたいと思います。

○健康増進課 (自己紹介。)

○鈴木委員長 ありがとうございます。

健康増進課につきましては付託案件がございます。次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。ありませんか。

[発言する人なし]

○鈴木委員長 ありませんので、健康増進課の皆さんから何かございますか。

[「ございません」と言う人あり]

○鈴木委員長 それでは、その他ないようですので、健康増進課所管の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

それでは、執行部の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午後11時26分

○鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○鈴木委員長 市民課の皆さんから自己紹介をお願いいたします。

○市民課 (自己紹介。)

○鈴木委員長 ありがとうございます。

議案第43号 那須塩原市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

○鈴木市民課長 (議案第43号について説明。)

○鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございますか。

高久委員。

○高久委員 住基カードの場合はお金がかからない、登録が。台帳カード、住民基本台帳に交付する手数料について500円……

○鈴木委員長 課長。

○鈴木市民課長 条例につきましては500円ということですが、コンビニ等の普及促進のため、媒体として町コピー機で住基カードを使いますので、なるべくそちらへ誘導するという事で無料にしている、今回、その期間を1年延伸するというものでございます。

○鈴木委員長 高久委員。

○高久委員 今までにどのくらい発行されたんでしょうか。

○鈴木委員長 課長。

○鈴木市民課長 これにつきまして、全協でもご説明したかと思うんですけれども、3月、今年度7月からコンビニ導入して、1カ月前から特設会場をもって交付活動しているわけなんですけれども、7月から3月まで、住基カードにつきましては、コンビニ対応住基カードが7,255枚となります。7,255枚。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

[発言する人なし]

○鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、討論を許します。討論ございますか。

高久委員。

○高久委員 今、住民基本台帳カードは民間会社が活用する、民間活用を前提に行われているということで、非常にこれから、今は入っていないで、ある情報も入る余地が相当あると聞いています。

つまり、年金の額とか、あとは保険証、保険証のかわりになるようなそういう機能もついているということで、非常に、いわゆる民間会社が営業用に活用できる。

保険の勧誘、年金の運用、あとは投資への勧誘とか、そういう機能を持たせながらカードが発行されているということで、非常に個人情報の問題、当然プライバシーの問題等、物によっては、将来言われているのは、医療費、介護費までもこれで規制できるというような情報もあります。その人その人の資金状態からそういったことが推測されていく。つまり、医療、介護なんかの抑制にも使われる可能性がある。

一番あとは危惧されている問題は、このカードが成り済ましに対して非常に弱い、ガードが弱い。成り済ましをどうやって防ぐかというのがいつも課題になってきています。

そういう中で、そういう対策がまだ未完のままです。これがどんどんふえていくということ、今まで住民登録、それこそされた方からはしっかりとお金をいただいている部分だけはお金を取らないという形でやっていくというのが、やっぱり先ほどこのシステムを広めるために現在500円を取らないでいるんだというお話だったと思うんです。非常に不公平という問題と将来が危惧されるものに自治体が投資をしていいのかという問題があって、私はこの問題は賛成することはできない。

○鈴木委員長 ほかに討論ございますか。

櫻田委員。

○櫻田委員 この条例の一部を改正する案については、コンビニの給付に対する、そういったのを積極的に促すということと窓口業務を簡素化にするという意味では、市民にもう少し宣伝する必要があると思うので、このことに関しては賛成をします。

○鈴木委員長 ほかに討論ございますか。

[発言する人なし]

○鈴木委員長 それでは、討論がございませんので、討論を終結いたします。

採択、不採択両方の異議が出ましたので、挙手により採決をいたします。

議案第43号 那須塩原市手数料条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第43号 那須塩原市手数料条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。ありませんか

[「ありません」と言う人あり]

○鈴木委員長 市民課の皆さんから何かございますか。

[「特にございません」と言う人あり]

○鈴木委員長 それでは最後に、保健福祉部全体でその他でございますか。

[「特にございません」と言う人あり]

○鈴木委員長 それでは、その他ないようですので、市民課及び保健福祉部の審査を終了いたします。

保健福祉部の皆さん、大変にお疲れさまでした。執行部の方の退出をいただき、委員の方は引き

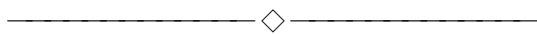
続き陳情の審査を行います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後11時37分

○鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎陳情第4号の上程、説明、質疑、
討論、採決

○鈴木委員長 それではここで、陳情第4号「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める陳情を議題といたします。

事務局より概要の説明をお願いいたします。

事務局。

○増田議事課長補佐兼議事調査係長（陳情第4号の概要説明）

○鈴木委員長 事務局の説明が終わりました。

それでは、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思っております。できましたら全員の方から意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

高久委員。

○高久委員 やらせていただきます。

ずらっと1番からやっていきますと、1番、もう既にこれ日赤なんかこういう体制に入っちゃっている。2025年、我々が75歳になったとき日赤に入れないという状況が生まれるのではないかとということで大変危惧されています。

日赤ができることから、私この質問は日赤の院長にしたんですが、北部地区は余っているんだと

というのがその当時の院長の答えでした。

余ってはいないと思います。那須塩原市もずっと不足していて、やっぱりなかなか大変です。介護認定されると、認定されて入院することになると、医療ですから、介護施設よりも幾分安くなるんです。安くなるんですが、治療すべきものが終わっちゃって3カ月たつと、ほかの施設に行ってくださいという状況が起こりますので、新たな施設を探さなきゃならないということで、医療のみという状況が起きるといことです。そうしないしてほしいということでした。

2番目、介護支援のこれは要支援の1、2問題です。要支援1、2を保険から外して市の事業に移すということ。そうするとこれ保険の問題からいっても、介護保険というのは保険ということで、国で強制、全員が強制加入です。強制加入でありながら保険から外すということは、社会的には保険金詐欺の部類に入っちゃう。約束違反だということになります。

ただ、そうした場合に、あとはきょうは部長はいないということですが、議会の中でもボランティアなどを活用していろいろな種類の支援が受けられるんだ、多様な支援から選択ができるんだという答弁がありましたが、全国的には210の自治体がもうとても対応できないということで、国にやめるように、対応し直すようにという意見書も出ています。

3番目です。介護保険の自己負担をふやさないとことというのは、これは一定の収入以上の人は2割負担になりますよというものが出ています。一定の収入というのは、年金収入で1年間に1人、単身の場合だと160万、夫婦だと359万、夫婦合わせて、旦那さんのほうは280万の、奥さんのほうは国民年金収入で79万あるということなんです、あった場合ということで計算されているんですが、

実際計算されてきたものは、今30人でありますけれども、収入はそれに超えてきちゃったけれども、政府の出した資料に大きな誤りがあって、国のほうはその出した資料を撤回したという状況です。そういう中で、これをそのままやっていいのかという問題もあります。

あとは4番目に入ります。特養老人ホームの利用者を要介護3以上にすることになりますと、保険料払ったのに3分の1しかこういう施設は使えない。那須塩原市、去年に比べると予備待機者10人ふえている、施設つくっているんだけど間に合わないという状況があります。

全体として言えることは、この医療・介護法案の中で、介護不安というだけでも5%から6%の割合で人数がふえているのに、予算のほうは3%から4%のみで抑えるというのが本当にあるものですから、恐らく説明書にもそういうのが出ています。最初からもう無理のある、そういう設定がされている。

名目としては、持続可能な介護をつくるためにということになっているんですが、持続可能な介護でなくて、基本的にはもう介護保険を国民にさせるのを抑制するための法案であると。

この介護・医療法案というのは、もともとは19本の改正が入っているんです。現在行われてきた国会審議、全部合わせて39時間です。だから、地方公聴会も合せて39時間ということで、実際にやっているのは1本について2時間もやっていない。

そういう中で決着をつけるという方向で今、動いています。11、12日にも強行採決があるんじゃないかと言われていたんですが、今のところ種類の入れかえとか、そういう関係を何かとしなくちゃならないので、今とまっていることになっています。

この法案自体がかなり無理な中で、絶対多数の

中でこれが推し進められようとしているということで、多くの高齢者は、これから大変な保険を払っていくのにもかかわらず、保険が使えないという状況が生まれると大変私は危惧しています。

それからもう一つ、ここに出ている年金者組合の黒磯支部というところに私も管理者の一人として入っています。

以上です。

○鈴木委員長 ということは、この陳情に対してはいかがなものかということですね。

金子委員、意見ございますか。

○金子委員 特に意見というのはないんですけども、この制度改正はやむを得ない改正だと思っているので、採択のほうに賛成をしたいと思います。

○鈴木委員長 討論ではないので。わかりました。副委員長。

○大野委員 この陳情、私わかるんですが、ただ、例えば4番目の特別養護老人ホーム利用者要介護3以上に限定しないということで、やっぱりもちろん、何というんですか、特別な理由がある場合には1、2の方も実際入っていますし、今入っている方なんかも出されることはないんです。

やっぱり入居が必要な方というのは、4とか5の方が、ご家庭での介護者の負担なんか考えるとどうしても優先的になってしまうというのは現状ということなので、私からの意見としてはそういうことで。

○鈴木委員長 そういった意見もありました。相馬委員。

○相馬委員 2番の介護保険要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付から外さないことという意見になっておりますが、エの医療法人に委ねるといってボランティアや医療法人に委ねるといってございまして、NPOや住民ボランティアなどによっての地域の実情に応じた地域支援事業に

より引き続きサービスを受けることはできるというふうなことでございますので、できないということにはならないと思っておりますので、そういった意味で採択ということの意見です。

○鈴木委員長 討論ではまだないので、意見ということでいかがなものかということ。

齊藤委員。

○齊藤委員 ありがとうございます。

やっぱりまだ知識が、申しわけないんですけども足りないところがありまして、先ほど大野副委員長が言ったとおり、全てをだめにするというよりは、それに対する対策も盛り込まれている内容であって、全てを消してしまうというところ、確かにこれから将来のことということも含まれるんですが、これに対して一つ一つのを調べていくと、ある一定の条件を満たせば大丈夫だということが書いてありますので、国が差し示す方向として、これをなぜ上げてきたかというところを勘案していくと、将来性を見越して、今の人たちにはある程度、こういう意味でこういうものができているということもわかっていただきたいということもありますので、現状これを戻すという意見では言えませんので、私はこの内容の部分に関しましては意見が言えないということなので、全てがだめだとは思えない。

要は、網羅されているよという意見で議論させていただきます。要は、外さないことではなくて、そこはちゃんと対応されていますのでということです。

○鈴木委員長 わかりました。

櫻田委員。

○櫻田委員 私は自民党に党費も払っていますし、自民党の党员でもありますので、政府が進めているそういったものに関しては賛成をします。

1つ例をとれば、介護保険サービスの自己負担

をふやさないこと、3番なんかに関しても、介護サービス利用者全員の自己負担がふえるわけではないし、自己負担が2割となるのはモデル年金や平均消費支出のシーズンを上回りかつ負担可能な水準とし、被保険者の上位20%に該当する合計所得が160万以上の方のための十分負担する能力はあると言われているので、安易に誰でも自己負担をふやすわけではないというような、そういうふうに感じていますので、そういったことに関しては、私も前任の齊藤誠之委員と一緒にです。

○鈴木委員長 わかりました。意見が出ました。

それでは、意見を終了いたしまして討論をお願いします。

討論。

○高久委員 皆さんの意見をいただいて、こっちもやりやすくなりました。

1番で、特別な事情の人は、4番目の順番を少しとありますが、特別な事情の方も入っているというのは、確かにこれからも継続されるという話なんですけど、ただ、今入っている人たちがなくなって新たに入る人たちはというと、その部分は非常にあやふやです。今いる人たちは継続している、ただ、今これから入るであろう人たちはその部分が全く保障されないというのは、介護認定1、2、3、4、5のほかには要支援1、2ができたときと同じです。途中でそういうのをつくって、使えないというような形になっていきます。

あとは、ボランティア等というのがあるんですが、要支援1、2の中はかなり認知症の方が入っています。ボランティア等とかの地域の自治会を中心にしたというのは専門的な対応ができないということで、非常に状態が、最初しっかりとなくちゃいけないところ、初期の対応が大切と言われるところが非常に不安定になる。素人の方には見られないであろうというのは識者の意見です。

あとは、ベッドのこともそうなんです、この保険の一番気をつけなくちゃいけないところは、今入っている人たちは、この際言うけれども、これから入る人たちが非常に曖昧な表現になっているので難しくなるだろうと、こう言われています。

それと、先ほども言われた20%の人の年金160万。年金160万というと、月13万円程度の年金の人からも取る。今でもこういう施設に入るの大変です。みんな苦勞して何カ所も回って、あるかどうか回って。子どもは、保険料は払っていてもお金がなくて使えないという状況があります。さらにそれを進めるということは、認知症とか介護で悪化させていく、かえってお金がかかる。

これは国民健康保険も同じなんです、群馬県なんか18歳まで完全無料化して、医療費が栃木県よりも安いという、そういう現状も報告されています。

やっぱり医療とか介護というのは、予防、予防でやっていくほうがはるかに安く上がるんだという形でやっていくことは大切なんだと思います。そして、何よりもやっぱり強制的に保険に入れてお金を取っているにもかかわらず、利用ができないというようなそういう形は何としてもなくしていくのが、これは最初の国の約束だと思いますので、何としてもこれはしっかりとやっていきたい。

ここで言われるのは、この医療・介護で浮かせたお金を何に回すんだという話も出てきています。トヨタ自動車は既にここ5年間、法人税を全く払っていないという話も最近報道されています。日本の企業の一番負担の少ないのは、社会保障の分野が欧米に比べて六、七割しか負担していないところなんです。法人税が高いところ、それはほとんど同じです。トヨタが払っていないんだからほかの会社は払わなくても当たり前みたいになるんですが、成長戦略のほうにこのお金が使

われる、抑制したときに。

全面的に賛成したいと思います。

○鈴木委員長 これは採択ということで。

○高久委員 はい。

○鈴木委員長 討論ほかに。

相馬委員。

○相馬委員 不採択の立場で討論させていただきます。

例えば、先ほども意見で申し上げましたように、介護保険要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付から外さないこととなっておりますが、実際にはNPOや住民ボランティアによる地域の実情に応じた地域支援事業により引き続きサービスは受けることはできる。また、生活支援事業への移行期間が平成29年度末であり、その間は引き続き保険給付を受けることができると言われています。保険給付に当てはまらないというふうには思いませんので、不採択をお願いします。

○鈴木委員長 ほかに討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○鈴木委員長 それでは、討論を終了いたします。

採決に移ります。

異議がございますので、挙手により採決いたします。

陳情第4号 「介護・医療総合確保法案」を採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 挙手少数と認めます。

よって、陳情第4号 「介護・医療総合確保法案」は不採択とすべきものとするに決しました。

それでは、陳情第4号の審査を終了いたします。

—————◇—————

◎散会の宣告

○鈴木委員長 以上で本日の委員会日程は終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださいますようお願いいたします。

それでは、事務局から連絡があります。

事務局よろしく申し上げます。

○増田議事課長補佐兼議事調査係長 (事務連絡)

○鈴木委員長 それでは、これをもちまして福祉教育常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 零時